

新日本ヘリコプター株式会社所属エアロスパシアル式AS332L1型（回転翼航空機）
JA6686の航空重大インシデント調査について
（経過報告）

令和6年6月27日
運輸安全委員会（航空部会）

運輸安全委員会は、令和5年7月3日、静岡県静岡市葵区において、新日本ヘリコプター株式会社所属エアロスパシアル式AS332L1型JA6686が飛行中、機外につり下げた荷物に付着していた枕木が山林に落下した航空重大インシデントについて、令和5年7月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報をもとに、更に事実の確認や分析を進めるとともに、原因関係者からの意見聴取及び関係国への意見照会を行う必要がある。このため、本件調査については、本航空重大インシデントが発生した日から1年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本調査は、本航空重大インシデントに関し、運輸安全委員会設置法及び国際民間航空条約第13附属書に従い、航空重大インシデントの原因を究明し、航空事故等の防止に寄与することを目的として行うものであり、本事案の責任を問うために行うものではない。

1. 航空重大インシデントの概要

新日本ヘリコプター株式会社所属エアロスパシアルAS332L1型は、令和5年7月3日（月）、静岡県静岡市葵区の中河内場外離着陸場を離陸後、近くの荷つり場から機外に荷物をつり下げて飛行中、荷物に付着していた枕木が山林に落下した。

2. 調査の概要

本件は、航空法施行規則（昭27運輸省令56）第166条の4第16号中に規定された「物件を機体の外につり下げている航空機から、当該物件が意図せず落下した事態」に該当し、航空重大インシデントとして取り扱われることとなったものである。

運輸安全委員会は、令和5年7月3日、本重大インシデントの調査を担当する主管調査官ほか1名の航空事故調査官を指名した。また、同4日に2名の航空事故調査官を追加指名した。現時点までに関係者からの口述聴取、航空機の調査、各種規定類の調査、飛行記録装置等の記録の解析等を実施した。

3. 判明している主な事実情報

(1) 飛行の経過

同機は、物資輸送のため、機長ほか搭乗整備士2名の計3名が搭乗して、静岡県静岡市内の中河内場外離着陸場を10時30分ごろ離陸した。その後、荷つり場から機外に荷物をつり下げて上昇した際に、荷つり場で荷物を置くために台座として使用していた枕木が、荷物とともにつり上げられ、荷下ろし場に向かって飛行中、10時36分ごろ、この枕木が山林に落下した。



枕木 (長さ約2 m、重さ約15 kg)

図 荷つり場の状況

(2) 負傷者

なし

(3) 航空機の損壊

なし

(4) 気象

機長の口述によれば、本航空重大インシデント発生時間帯の気象は、南の風2m/s、視程は10km以上で、雲はなかった。

4. 今後の調査

本航空重大インシデントの原因の究明及び事故等の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報をもとに、同機が機外に荷物をつり下げて上昇した際に枕木が付着したまま持ち上がった経緯など、更なる事実確認や分析のほか、原因関係者からの意見聴取及び関係国への意見照会を行う必要がある。

本委員会は、これまでの調査、分析等によって得られた結果を踏まえて、引き続き本航空重大インシデントの原因等の調査を進める。